

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の設置について.....	1
2 「かながわ人権施策推進指針」の改定について.....	2
3 当事者目線の障がい福祉の実現について.....	6
4 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局 所管条例の見直し結果について.....	1 1
5 「神奈川県障がい福祉計画」の改定について.....	1 4
6 津久井やまゆり園の再生について.....	1 5
7 さがみ緑風園等の指定管理者の選定基準案等について.....	1 7
8 中井やまゆり園における利用者支援について.....	2 3

1 「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の設置について

全庁横断的にコロナ禍の生活困窮者対策を進めるため、知事を本部長とした「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を設置したので報告する。

(1) 設置目的

コロナ禍の長期化は県民生活に大きな影響を及ぼしており、「子ども」、「女性」や「孤独・孤立に陥っている方」への影響が懸念されている。

こうした生活困窮者の実態は、コロナ禍の「見えない困窮」とも言われ、あらゆる分野に及んでいることから、県庁全体で取り組むことで、速やかな課題解決を図っていく。

誰一人取り残さないというSDGsの理念に基づき、公的支援の取組を一層進めるとともに、NPOや企業と連携した共助の取組も進めていく。

(2) 本部の構成

ア 本部長 知事

イ 副本部長 副知事

ウ 構成員 各局長等

エ 幹事 関係事業の所管課長

オ 本部の庶務は、福祉子どもみらい局で処理し、他局と連携、調整しながら、生活困窮者対策を進めていく。

(3) 設置日

令和3年11月16日

(4) 今後の取組

ア 「子ども」、「女性」や「孤独・孤立に陥っている方」の課題の把握

イ 生活困窮者支援策の検討、施策化

ウ SDGsを活用した共助による支援策の検討、具体化

2 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

平成15年に策定、平成25年3月に改定した「かながわ人権施策推進指針」は令和4年3月に改定予定であり、今般、指針の改定素案に関する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施したので報告する。

(1) これまでの経過

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 令和3年5月 | かながわ人権政策推進懇話会に改定指針骨子案を説明 |
| 6月 | 第2回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針骨子案を報告 |
| 8月 | かながわ人権政策推進懇話会に改定指針素案を説明 |
| 9月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告 |
| 10月
～11月 | 改定指針素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施 |

(2) 改定素案の主な内容

ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念

人権施策の取組の経緯等において、「ともに生きる社会かながわ憲章」に係る記載を追加する。

イ 女性にかかる多様な課題の解消

コロナ禍における女性の人権課題の深刻化も踏まえた上で、女性の就業支援の推進や、女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制を充実するとともに、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた意識改革に資する啓発活動を推進する。

ウ 障がい者を取り巻く社会的障壁の排除・障がいへの理解促進

障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組み、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。

また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指す。

エ 疾病等に係る偏見・差別等の解消

コロナ禍で顕在化した医療・介護・福祉従事者等への差別問題等を踏まえ、エイズ、ハンセン病、肝炎、がん患者や新型コロナウイルス感染症、難病疾患等に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるた

めの教育・啓発活動を推進し、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別の解消を図る。

オ ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進

「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を県民と共有し、正しい理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制を充実することを「外国籍県民等」分野に記載する。

カ 貧困を背景とする人権課題の解消

子どもの貧困に対する連携体制の構築や、ひとり親世帯に対する支援など、生活困窮者や貧困に悩む方に対する支援や、ホームレスの自立支援に関する施策を推進する。さらに、生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動により、貧困を背景とする人権課題の解消を目指す。

キ 性的マイノリティの人権課題の解消

性の多様性に関する正しい理解を深めるため、啓発活動や教育・研修を推進するとともに、性的指向又は性自認に関する悩みに関する相談・支援体制を充実する。

ク インターネットの活用により生じる人権侵害の解消

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権侵害が急増していることを踏まえ、インターネットの適切な利用に関する啓発活動や教育を推進する。さらに、インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制を充実するなど、インターネットを悪用した人権侵害の早期解決に向けた取組を推進する。

ケ 「様々な人権課題」の内容の見直し

近年新たに顕在化した人権課題として、ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題、アイヌ民族の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化等の課題について追記する。

(3) 改定指針素案に対する県民意見募集(パブリック・コメント)の状況

ア 意見募集期間

令和3年10月13日～11月12日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 67件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
(a) 指針全体に関する意見	5件
(b) 人権教育・人権啓発の推進に関する意見	0件
(c) 相談・支援体制に関する意見	2件
(d) 分野別施策の方向に関する意見	55件
(e) 人権施策の推進体制等に関する意見	2件
(f) その他	3件
計	67件

(ウ) 主な意見

- ・ 女性分野においては、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」を「人権尊重の社会づくりに向けた環境整備」に向けた取組とするのが適切であると考えます。
- ・ 「疾病等にかかる人権課題」分野に新型コロナワクチン接種に関する差別問題を取り上げるとともに、「ワクチン接種における差別禁止条例」を制定してほしい。
- ・ 今回の改定で改題した「同和問題（部落差別）」について、現行指針の表題である「同和問題」のままとすることを要望する。
- ・ ひとり親世帯で、新聞やテレビを見る余裕がない家庭など、情報が欲しくても得られる状況にない方にも、公的サービスの情報が周知徹底されるネットワークが必要と考えます。
- ・ 性的マイノリティについて採り上げたのはとても良いことであると思う。性的マイノリティについて、よく分からない方に知ってもらうために、用語の解説を加えてほしい。
- ・ 災害発生時の人権課題について、「女性、高齢者、障がい者、乳幼児など多様な視点を反映させ～」という記載の中に、外国籍県民や性的マイノリティなども列記したほうがよい。
- ・ インターネットで情報を発信する際のマナーだけでなく、インターネットから情報を得る際のリテラシーも重要と考えます。
- ・ 本指針案を携帯端末で読もうとすると、読み返すことなどが難しかったので、より読みやすくなるような工夫をしてほしい。

(4) 今後の対応

県民意見募集（パブリック・コメント）で寄せられた意見について、県の考え方を整理した上で、その結果を反映した改定案をかながわ人権政策推進懇話会及び県議会に報告し、今年度中に改定を行う。

(5) 今後のスケジュール

令和3年12月 かながわ人権政策推進懇話会において県民意見募集
下旬（パブリック・コメント）実施結果を説明

令和4年2月 かながわ人権政策推進懇話会において改定案を報告
第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告

3月 改定指針の決定

3 当事者目線の障がい福祉の実現について

「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」）」での検討状況と、当事者目線の障がい福祉の実現に向けた普遍的な仕組みづくりについて報告する。

(1) 将来展望検討委員会での検討状況

ア 中間報告書（参考資料 1）の概要

神奈川の 20 年後の障がい福祉のあるべき姿を展望し、その実現に向けて、中長期的にどのような取組を進めていくべきか検討し、今般、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）のあり方と当面の対応を中心に、中間報告を取りまとめた。

(ア) 神奈川の障がい福祉の将来展望

- ・ 地域の人が、障がい者のことをよく理解し、ハンディキャップがあっても同じ人間であることを、言葉だけでなく、実感が持てる社会にすべきである。
- ・ 地域生活移行した障がい者が、地域での暮らしの中で困った場合には、地域の皆で支えていこうという気持ちに満ちた社会を目指すべきである。
- ・ 障がい者が、地域でその人らしい生活を送るための、サービス基盤の整備をしっかりと進めていくべきである。

(イ) 県立施設のあり方と当面の対応

- ・ 本人の願いや希望に寄り添った、当事者目線の支援が行われるべきである。
- ・ 地域生活移行と地域生活支援に、全力を尽くす必要がある。
- ・ 一定期間の専門的なトレーニングを実施して地域に戻る、通過型の機能が必要である。
- ・ 施設はできる限り小規模化して、ユニット化を図り、居室は個室として、地域の暮らしに近づける必要がある。
- ・ 今後、県が施策を講じていく際には、入所している利用者とその家族に不安を与えることのないよう配慮を行うことが重要である。

(ウ) 当事者目線の障がい福祉の今後の議論に向けて

- ・ 中長期的な視点からの県立施設のあり方について、必要性も含め、さらなる検討を進めてほしい。
- ・ 意思決定支援の取組を確実に進めるとともに、実践を検証する仕組みを作っていくことが重要である。

- ・ 障がい者の地域生活を支えるソフト・ハードの地域資源が必要十分に整備されることが重要である。
- ・ 県は、条例も含めた普遍的な仕組みづくりについて、検討を進めてほしい。

イ 今後のスケジュール

- ・ 中間報告の後の検討については、「障がい福祉施策の充実強化」「当事者目線の徹底と権利擁護」「地域共生社会の実現」などテーマを絞って議論を重ね、報告書としてまとめていくことが会議の中で確認された。
- ・ 令和4年3月末までには、報告書が取りまとめられる予定であり、検討状況については、県議会定例会厚生常任委員会に報告する。

(参考) 将来展望検討委員会の開催状況

- | | | |
|-------|-----|--|
| 〔第1回〕 | 開催日 | 令和3年7月9日 |
| | 議事 | ・ 検討の進め方について |
| 〔第2回〕 | 開催日 | 令和3年8月6日 |
| | 議事 | ・ 障がい福祉の将来展望について
・ 委員報告（国立のぞみの園、千葉県袖ヶ浦福祉センター）
・ 令和5年度からの指定管理開始に向けて |
| 〔第3回〕 | 開催日 | 令和3年9月3日 |
| | 議事 | ・ 令和5年度からの指定管理開始に向けて
・ 委員報告（長野県西駒郷）
・ 障がい福祉の将来展望について |
| 〔第4回〕 | 開催日 | 令和3年9月22日 |
| | 議事 | ・ 委員報告（てらん広場）
・ 障がい福祉の将来展望について
～中間報告（たたき台）について～ |
| 〔第5回〕 | 開催日 | 令和3年10月20日 |
| | 議事 | ・ 中間報告（案）について
・ 今後の進め方について |
| 〔第6回〕 | 開催日 | 令和3年11月24日 |
| | 議事 | ・ 事例紹介（日本グループホーム学会）
・ 障がい福祉施策の充実強化について
・ 普遍的な仕組みづくりについて |

(2) 「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指す普遍的な仕組みづくり

ア 当事者目線の障がい福祉とは

- ・ 「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」では、「利用者（当事者）目線の支援」とは、どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととしている。
- ・ 将来展望検討委員会中間報告では、本県が目指す障がい福祉の将来像を、「ともに生きる社会かながわ憲章」が当たり前になるほど、その理念が浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者目線のサービス基盤の整備が進んだ、いのち輝く共生社会としている。
- ・ 11月30日の知事答弁では、「当事者目線の障がい福祉」とは、当事者一人ひとりの心の声に耳を傾け、工夫をしながらサポートすることが、当事者の幸せとなり、これにより、支援者や周りの仲間の喜びにもつながる、お互いの心が輝くことを目指すものとしている。

イ 普遍的な仕組みの手法

- ・ 将来展望検討委員会の議論では、「長期ビジョンの実現を着実に進めるには、指針、計画、条例といった仕組みが必要」との意見や、「条例を作って障がい者の居場所を作っていく決意を示すべき」などの意見が示されている。
- ・ 県議会からは、計画の策定、憲章、宣言、条例も大きな取組の一つであり、あらゆる可能性、選択肢を排除することなく検討するよう意見をいただいた。
- ・ これらの意見を受け止め、「当事者目線の障がい福祉」を実現するための、必要な施策を確実に実行する普遍的な仕組みとして、計画の策定や宣言など、様々な観点から検討を行った。
- ・ その結果、理念や目的、責務などを市町村や事業者、県民等と共有することが必要であり、県議会の議決を得て制定する「条例」が最も効果的と考えた。

ウ 条例制定に向けた論点

(ア) 制定に向けての基本的な考え方

- ・ 県議会、当事者や県民、市町村、関係団体、事業者、審議会等と、幅広く丁寧に意見交換を行いながら検討を行う。

(イ) 条例の名称（仮称）

当事者目線の障がい福祉推進条例

(ウ) 条例の構成

- ・ 「前文」「目的」「定義」「基本理念」「県・市町村・県民・事業者の責務・役割・連携」「財政上の措置」など

<構成に盛り込む内容のイメージ>

【前文】

- ・ 津久井やまゆり園での事件を契機に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。
- ・ その後、津久井やまゆり園の再生を進める中で、意思決定支援の取組に力を入れ、当事者目線の障がい福祉の重要性を認識するに至った。
- ・ オール神奈川で当事者目線の障がい福祉を実現するには、県、市町村、県民及び事業者が、理念や目的、責務などを共有して、取組を推進する必要がある、条例を制定する。

【目的】

- ・ 当事者目線の障がい福祉を、県、市町村、県民、事業者と共有して、取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指す。

【基本理念】

- ・ 将来展望検討委員会で取りまとめようとしている長期的な障がい福祉のあるべき姿の実現を目指す。
～みんなのいのちが輝く「ともに生きる社会かながわ」の実現～
～障がい当事者が希望する場所で、尊厳をもって、その人らしく暮らすことが当たり前となる社会～
- ・ 当事者と支援者や周りの仲間など、双方の喜びや幸せにつながる「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指す。
～その第一歩である意思決定支援の全県展開～

【県・市町村・県民・事業者の責務・役割・連携】

- ・ 県は、市町村及び事業者と連携して、「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指した施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する。
- ・ 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念に基づき、利用者に対する意思決定支援の取組を進めるよう努める。
- ・ 県民は、「当事者目線の障がい福祉」の理解を深め、地域共生社会の実現に努める。

(エ) 論点

- ・ 地域共生社会の実現、当事者目線の徹底と権利擁護、障がい福祉施策の充実強化、地域の福祉資源の充実（今後、将来展望検討委員会で議論される事項）など
- ・ 「当事者目線の障がい福祉」を実現するための政令市を含めたオール神奈川での進め方

(オ) とともに生きる社会かながわ憲章について

- ・ 憲章は「ともに生きる社会かながわ」を目指す、県政の基本的な理念として、引き続き普及に努めていく。
- ・ 条例の中にも、憲章が策定された経過や理念について、明確に盛り込む。

エ 今後のスケジュール

令和4年1月～	関係者等との意見交換（継続的に実施） ※障がい当事者、関係団体、市町村、事業者等
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に条例骨子案を報告
4月～	県民意見の聴取（パブリックコメント） 関係者等との意見交換
6月	第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告
7月～	関係者等との意見交換
9月	第3回県議会定例会に条例案の提出
令和5年4月	条例の施行

（参考）北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

第1章 総則

目的：障がい者、障がい児の権利擁護の目的を定める。

定義：「障がい者」「障がい児」「暮らしやすい地域づくり」等を定義する。

基本理念：施策の推進にあたって基本とする事項を定める。

道の責務：基本理念に施策を総合的かつ計画的に策定、実施する旨を定める。

道と市町村の連携

：道は、市町村との連携、情報の提供、技術的な助言その他必要な措置に努める。

道民等の役割

：障がい者に対する理解を深め、地域づくり推進の施策に協力するよう努める。

情報提供：道及び障がい者に係る情報を有する者は、情報の保護や必要な情報提供に努める。

財政上の措置

：道は、施策の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

第3章 障がい者の権利擁護

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

第5章 障がい者に対する就労の支援

第6章 北海道障がい者就労支援委員会

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

第9章 雑則

附則

4 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。




条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直し結果

改正及び運用の改善等を検討する条例

	条 例 名	見直し結果
1	神奈川県青少年保護育成条例	法律改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。また、コロナ禍が収束した際には、あらためて課題整理していく必要がある。

<これまでの条例の見直しと主な条例改正の経過概要>

年	条例の見直し	主な条例改正（直近15年）
H20	（随時見直し）＊	粗暴性、残虐性を有する家庭用ゲームソフトが大量に出回る状況を背景に、団体表示図書類の販売等に係る努力義務等の追加などを規定した。
H21	要綱に基づく見直し（第1回） 青少年の健全育成に社会全体で取り組んでいく必要があることを理由に、条例改正を検討する必要があるとした。	
H22		
H27	（随時見直し）＊	風営法改正を背景に、風営法に適合させる改正を行った。
H28	要綱に基づく見直し（第2回） 青少年の健全育成を阻害するおそれのあることを理由に、新たな営業であるJKビジネスの規制について、条例改正を検討する必要があるとした。	
H30		
R1及びR2	（随時見直し）＊	いわゆる「自撮り被害」の増加を背景に、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止を規定した。
R3	要綱に基づく見直し（第3回） 法律改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。	
R4		

＊ 社会環境の変化や法律改正に伴う随時見直し。
 青少年保護育成条例は、平成20年以前にも11回の条例改正を実施している。

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県青少年保護育成条例	
条 例 番 号	昭和 30 年神奈川県条例第 1 号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	
条 例 の 概 要	青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するために必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	<p>非行少年等の検挙・補導人数（※1）やみだらな性行為等の条例違反検挙人数（※2）は減少傾向にあるものの、情報化の進展等に伴い、大人の目の届きにくい空間で青少年が事件・事故に巻き込まれるなど、現在においても青少年を取り巻く社会環境は深刻化、複雑化している。</p> <p>こうした中、例えば、令和元年に自画撮り被害防止に向けた改正を行うなど、時宜に応じながら社会環境の整備を促進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止する本条例の規定内容は、一層重要性を増していることから、現在でも必要な条例である。</p> <p>※1 非行少年 R2 年 1,788 人（▲1,488 人）、不良行為少年 R2 年 32,574 人（▲4,998 人）</p> <p>※2 R2 年 120 人（▲23 人）</p>
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	<p>本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、青少年の健全な育成を阻害する行為や環境から青少年を保護するという目的について一定の効果が上がっていることから現在でも有効に機能しているが（※）、法律改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正や運用の改善等を検討する必要がある。また、コロナ禍が収束した際には、あらためて課題整理していく必要がある。</p> <p>※ 深夜はいかい補導状況の推移 R2 年 15,176 人（▲7,726 人）</p>
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	<p>本条例は、目的を達成するための必要最小限度の規制を内容としている。また、青少年課及び各地域県政総合センターの職員が、必要に応じて規制対象店舗に対する立入調査などを実施して条例の遵守を指導するとともに（※）、取締機関である警察においても十分な体制がとられていることから、現在でも効率的に機能している。</p> <p>※ 立入件数 R2 年度 246 件（参考 R1 年度 464 件）（▲266 件）、指導件数 R2 年度 61 件（参考 R1 年度 120 件）（▲23 件）</p>
	基本方針 適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	<p>本条例は、かながわグランドデザインプロジェクト「13 子ども・青少年」と、主要施策「530 青少年が健全に育つ環境の整備」を実現するためのものであることから、県の基本方針に適合している。</p>
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しない）</small>	<p>本条例の性格上、憲法で保障される表現の自由、営業の自由に関する規制もあるが、「青少年の健全育成」という公共の福祉のため必要最小限度の規制であることから、違法性はない。</p>
その他		
見 直 し 結 果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理 由 等</p> <p>法律改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。また、コロナ禍が収束した際には、あらためて課題整理していく必要がある。</p>

5 「神奈川県障がい福祉計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県障がい福祉計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定のポイント

ア 基本指針の適切な反映

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、成果目標や障害福祉サービス等の見込量、見込量確保のための方策などを適切に設定する。

イ 「当事者目線の障がい福祉」の反映

意思決定支援の全県展開や、今後の県立障害者支援施設の役割など、本県が進める「当事者目線の障がい福祉」の考え方や関連する取組等について、計画に反映させる。

ウ 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症のまん延や、災害等の発生時における持続可能な障害福祉サービス等の提供体制の確保について、「基本的な視点」等に記載する。

エ 最新の動向の反映

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえた対応など、最新の動向を「基本的な視点」等に反映させる。

(2) 改定素案

参考資料2「神奈川県障がい福祉計画（改定素案）」のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和3年12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
～1月

令和4年1月 神奈川県障害者施策審議会において改定計画案を審議
2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月 改定計画の決定

6 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や新施設への利用者の移行について、取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

ア 芹が谷やまゆり園

(ア) 整備

新しい芹が谷やまゆり園については、施設整備が完了し、12月1日から利用者の生活が始まった。

これまでの新築工事の状況については、次のとおり。

期 間：令和元年12月～3年10月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和2年10月着工

令和3年10月4日竣工

令和3年10月20日引渡し

供用開始：令和3年12月1日

(イ) 開所式

令和3年11月16日、新園舎の開所式を開催し、県議会議長、横浜市長、地域関係者等、37名が出席した。

式典では、これまでの「支援者目線」という障がい福祉のあり方を根本的に見直し、新しい「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓う「当事者目線の障がい福祉実現宣言(別紙)」を行った。

(2) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への利用者の移行

津久井やまゆり園の供用を開始した8月1日、津久井やまゆり園芹が谷園舎の利用者は、津久井やまゆり園に41名、芹が谷やまゆり園に54名移行した。

その後、他の県立障害者支援施設を仮居住先としていた利用者の移行や新規入所等があり、12月1日時点の利用者は、津久井やまゆり園が48名、芹が谷やまゆり園が54名である。



別紙

当事者目線の障がい福祉実現宣言

～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、私たちはこれまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。

私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく。これまではそんな支援が当たり前のように行なわれていました。

安全安心のためにやむを得ずということでしたが、それは明らかに「虐待」です。「虐待」は絶対に許されることではありません。

あなたは障がい者であるまえに、人間です。人間だから人間らしい扱いを受けるのは当然の権利です。

私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまうのでしょうか。

もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけかもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

私たちはそんなあなたの心の声に全身全霊で、耳を傾けます。あなたの思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつながるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

施設は終の棲家ではありません。あなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒に考え、準備をする場です。

そんな支援を実践しているところが実際にあります。別の施設では部屋に閉じ込められていた人が、生き生きと働く姿は感動的です。そういった成功事例を多くの関係者が学び、実践していけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は実現できるはずです。

どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを誓います。

令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治



7 さがみ緑風園等の指定管理者の選定基準案等について

さがみ緑風園、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園の令和5年度からの指定管理者の選定にあたって、指定管理者評価委員会の意見を聴取したうえで、選定基準案を策定したので報告する。

(1) 選定基準案

選定基準案は別紙のとおり

ア 基本的な考え方

「当事者目線の障がい福祉」を県立施設が率先して実践していくため、次のとおり評価の視点を設定する。

○利用者支援や施設運営に必要な「当事者目線の障がい福祉」の理解（それを担保するリーダーシップ）

○「当事者目線の障がい福祉」の具体的な実践

- ・ 利用者一人ひとりの望みや願いを理解すること
- ・ 通過型施設を目指し、地域生活移行を実践
- ・ 虐待を許さない文化と組織・執行体制
- ・ 当事者の施設運営への参加と当事者目線の支援を実践できる人材の育成

イ 配点割合

配点割合は、「当事者目線の障がい福祉」の実践に積極的に取り組む提案を高く評価できるよう、「管理経費の節減等」の基本配点から10点を「サービスの向上」に移し、「サービスの向上」を65点、「管理経費の節減等」を10点、「団体の業務遂行能力」を25点とした。

(2) 今後のスケジュール

今後、募集要項を作成し、次のスケジュールで手続を進める。

令和4年	1月～3月	申請受付
	4月～5月	指定管理者評価委員会による評価結果を踏まえて、指定管理者候補を選定
	6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和5年	4月	指定管理者による管理運営開始

なお、指定管理者の指定の基準を、社会福祉法人以外の法人や複数の法人により構成される団体にも拡大するなど、「神奈川県立の障害者支援施設に関する条例」及び「三浦しらとり園条例」の一部を改正する議案を今定例会に提出した。

さがみ緑風園、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園の
指定管理者の選定基準（案）

<凡例>
 実際の選定基準は施設ごとに策定するが、この資料では、4施設共通の評価の視点は「丸数字」、各施設独自の評価の視点は「・～<施設名>」で表示。また、「当事者目線の障がい福祉」に係る評価の視点は「【〇〇】」で表示

1 サービスの向上（65点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目		評価の視点	配点
1 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等	(1) ガバナンスの具体的なあり方（組織による管理体制）	① 運営方針に「当事者目線の障がい福祉」に基づく支援や施設運営の考え方が反映され、全職員による実践方法が示されているか【 当事者目線の理解 】 ② 運営方針に則った、明確な管理体制や現実的かつ実効性のある内部統制の仕組みの構築が図られるか ③ 専門性に裏付けられた組織体制の構築が図られるか ④ 虐待事案や不祥事等が発生した場合、速やかに改善する組織構造となっているか ⑤ 組織として、自らの支援を常に見直し、検証していく体制の構築が図られるか ⑥ 利用者・利用者家族の意見が組織運営に反映される体制の構築が図られるか【 当事者参加 】 ⑦ 利用者を直接支援する現場の職員の労働環境が適法に維持される体制の構築が図られるか ⑧ 業務の一部を委託する場合に業務の選定に当たっての配慮がなされるか	20
	(2) ガバナンスの具体的なあり方（外部によるチェック機能）	① 意思決定機関から完全に独立した第三者による監視機能体制（第三者委員会等）の構築等、外部によるチェック機能を活用し、専門的な視点から支援を振り返り検証することにより、サービスの質の向上が図られるか ② 第三者委員、オンブズパーソン等が有効に機能するため、適切な要綱が策定されるなどの対応が図られるか ③ 内部及び外部によるチェック機能の体系図が明らかになるよう図られるか ④ 障がい当事者、地域の方やボランティアなど広く様々な立場の第三者の視点を取り入れ、その評価や意見を活かす仕組みの構築が図られるか【 当事者参加 】	

評価項目		評価の視点	配点
2 施設の維持管理	(3) 施設設備及び物品の維持管理能力	① 利用者の安全を守る施設を維持する体制の構築が図られるか ② 警備業務、保守点検業務、受付業務、清掃業務などについて、責任の所在が明確な実施方針が定められるか ③ 介護用品や設備の適切な維持が図られるか	5
3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(4) 当事者目線に立った支援の具体的な内容	① 意思の表出が困難であっても、利用者のことを理解するため、アセスメントの考え方や具体的な実施方法が示されているか【 本人の望みの理解 】 ② 園運営への障がい当事者の参加を含め、当事者目線に立った支援が実施計画として具体的に示されているか【 当事者参加 】 ③ 通過型施設として、地域生活が困難になった障がい者を一時的に受け入れて、再び地域に帰れるようにするために、具体的で実効性のある地域生活移行の取組が実施されるか【 通過型施設 】 ④ 利用者の人権侵害を防止する制度が構築され、強度行動障がいの特性を理解して、虐待ゼロや身体拘束によらない支援の実現が図られるか【 虐待ゼロ 】 ※緑風は下線部を削除 ⑤ 指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理者が交代となった場合に、利用者支援業務を次期指定管理者に円滑に引き継ぐための方法が示されているか ⑥ より多くの利用を得るための事業の実施方針があり、それを踏まえた事業内容か ⑦ 施設で実施した当事者目線の支援の取組について広報・PR活動等が実施されるか ⑧ 施設の特性に応じて、手話言語条例に対応するか ⑨ 施設の特性をより効果的に活かすための自主事業はあるか ⑩ 利用料金の設定、減免の考え方はあるか <施設独自の評価の視点> ・ 適切な組織内研修が実施され、医療的ケアを行う介護職員の支援技術の蓄積や質の向上を目指す体制の構築が図られるか<緑風> ・ 被虐待経験を有する障がい児の特性を理解した支援の実現が図られるか<三浦> ・ 定員規模の見直しを視野に入れた地域生活移行の取組を進めるとともに施設入所ニーズに適切に対応できるか<三浦> ・ 地域の医療機関を活用するなど、地域とつながりのある生活を実現するための法人独自の取組が示されているか<三浦>	30

評価項目		評価の視点	配点
4 事故防止等安全管理	(5) 日常時の安全管理	① 日常支援における利用者の安全確保と事故防止のための仕組みの構築が図られるか ② 日常的なリスクマネジメントが図られるか ③ ウイルス等感染症拡大防止の取組が図られているか	5
	(6) 緊急時の対応	① 事故・不祥事等発生時の対応が事前に明確になっているか ② 災害発生時の対応が事前に明確になっているか ③ 安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針が定められているか	
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(7) 地域の拠点施設としての考え方	① 地域のコミュニティや福祉ニーズ、防災等に対応できる地域拠点として施設運営が図られるか	5
	(8) 地域貢献	① 地域の人々が施設を利活用できるなど、地域交流の方針が明確であり、地域交流が積極的に図られるか ② ボランティアや研修、施設見学等の受入れが積極的に行われ、事業への活用が図られるか ③ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供が図られるか	

2 管理経費の節減等（10点）

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等 (9) 節減努力等	$10 \text{ 点} \times \frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から 20\%節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額（積算価格から 20\%以上節減している場合は、積算価格から 20\%節減した額）}}$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	10

3 団体の業務遂行能力（25点）

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	① 日中の外部事業所への通所など施設内で完結しない支援の提供に必要な職員配置、人材確保が図られるか【 通過型施設 】 ② サービス管理責任者、指導的立場にある職員を適切に配置する視点があるか ③ 職員採用・選考において、利用者の視点の反映が図られるか【 当事者参加 】 ④ 労働時間短縮などの適切な労働環境の確保が図られるか ⑤ 介護設備の活用による職員負担の軽減や利用者や職員からのハラスメント対策などの職員を守る取組が図られるか ⑥ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の構築が図られるか <施設独自の評価の視点> ・ 介護職員と医療職員との連携体制の構築が図られるか< 緑風 > ・ 小規模ユニットケアに対応するための勤務体制が図られるか< 津久井・芹が谷 > ・ 地域生活移行の計画をもとにした、人員配置が示されているか< 三浦 >	10
(11) 人材育成の考え方	① 人材育成の理念に職員ケアの視点が含まれており、その理念が研修の目的等に明示されるか ② 当事者目線を意識した職員のための研修システムの構築が図られるか【 当事者目線の理解 】【 当事者目線の実践のための人材育成 】 ③ 外部研修への参加の機会の保障が図られるか ④ 資格取得や研修等への参加のための時間的、経済的配慮が図られるか ⑤ 地域の民間施設のバックアップ及び人材育成アプローチが積極的に図られるか	

評価項目		評価の視点	配点
8 財政的な能力	(12) 財務状況	① 財務会計に関する内部統制があるか ② 基本財産及び運用財産の管理状況が適切か ③ 借入金の目的、規模、内容及び償還計画の状況が適切か	5
9 コンプライアンス、社会貢献	(13) コンプライアンス	① 障害者虐待防止法等の法令遵守の観点 ^が 徹底され、運営方針にも明確にされるか【虐待ゼロ】 ② 指定管理者制度に係る関係法令等遵守の観点 ^が 徹底されており、運営方針にも明確にされるか ③ 指定管理業務を行う際の環境への配慮がされるか ④ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績があるか ⑤ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方があるか ⑥ 団体の状況に応じて、手話言語条例へ対応するか ⑦ 社会貢献活動等CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組がされるか <施設独自の評価の視点> ・ 共生社会の実現に向け、鎮魂のモニュメントを積極的に活用した取組が実施されるか<津久井>	10
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	(14) 事故・不祥事の説明責任（外部への情報発信）	① 事故や不祥事が発生した場合の迅速な報告と公表の基準が定められ、遵守が図られるか ② 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策はあるか ③ 個人情報保護についての方針・体制の構築、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いが適切に実施されるか	
11 これまでの実績	(15) これまでの管理運営状況等	① 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況は良好か ② 県又は他の自治体における指定取消しはないか	

8 中井やまゆり園における利用者支援について

令和3年9月27日に設置した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「支援改革プロジェクトチーム）」では、利用者支援の改善を加速化するため、身体拘束事案に係る支援内容の確認などを行うとともに、令和元年7月31日に発生した骨折事案について、当時の記録などを提示し、助言をいただいているところであり、その取組状況について報告する。

(1) 支援改革プロジェクトチームについて

ア 会議の開催状況

- | | |
|----------|--|
| 〔第1回〕開催日 | 令和3年10月26日(火)10:00~12:00 |
| 議 題 | ・ 県立中井やまゆり園の現状と課題について
・ 今後のプロジェクトチームの進め方について
・ 骨折事故の再調査の報告について |
| 〔第2回〕開催日 | 令和3年11月30日(火)16:00~18:00 |
| 議 題 | ・ 県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム案について
・ 骨折事案の再調査報告について |

イ これまでの取組内容

(ア) 身体拘束事案について

次の事項について確認や意見交換を行いながら、改善策の検討を行っている。

- ・ 長時間にわたる身体拘束の状況を含む園の支援内容等の確認と課題の検討
- ・ 強度行動障害に対する理解やアセスメント方法の検討
- ・ 「当事者目線」の支援への改革に向けたプログラム案の検討

(イ) 骨折事案について

書面及び立入調査等を実施し、次の事項について調査を進めている。

- ・ 事案発生時の状況確認及び利用者のトラブルと判断した根拠の調査
- ・ 骨折の原因に係る医学面からの検証
- ・ 組織的なリスクマネジメントの確認

(2) 県の対応

- ・ 骨折事案の詳細を確認するため、令和3年9月30日に支援改革プロジェクトチームの一部のメンバーと緊急立入調査を実施した。

(調査内容)

支援現場の確認、職員6名に対するヒアリングなど

- ・ 当時、利用者同士のトラブルと判断したことが適切だったのか、また、組織のガバナンスが充分機能していたのかを確認するため、事案が発生した寮の職員や幹部職員など33名を対象にヒアリングを行い、事故報告書や支援記録などを再確認している。
- ・ 骨折の原因を究明するため、レントゲン写真や、ヒアリングなどで判明した内容をもとに、医療面からの確認をしている。

(確認先)

園の嘱託医、支援改革プロジェクトチームメンバーの医師、
法医学専門の医師（大学教授）

- ・ その他、同園における平成31年4月から令和3年9月末までの間の274件の事故報告書の内容を確認し、原因不明の事故がないか、また、その際、どのように対応したかなど確認をしている。

(3) 今後のスケジュール

年内に、第3回支援改革プロジェクトチーム会議を開催する。

支援改革プロジェクトチームは、改革プログラムを作成する。また、県は、支援改革プロジェクトチームの助言を踏まえて、骨折事案についての再調査報告書を取りまとめ、まとまり次第、改革プログラムとともに公表する。

(参考) プロジェクトチーム構成員（50音順）

区分	氏名	所属等
施設関係	大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長
意思決定支援	小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
当事者関係	小西 勉	ピープルファースト横浜 会長
学識関係	佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授
当事者関係	隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センターりあん ピアサポーターフレンズ
医療関係	野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、精神保健指定医 医師
学識関係	渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院教育学研究科 教授
県	福祉部長、障害サービス課長、中井やまゆり園長ほか	